



第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時

会場

大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル 大阪
5階八重の間
(末尾の会場ご案内図ご参照)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬の額決定の件
- 第8号議案 取締役等（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件

【議決権行使期限】 2022年6月22日（水）午後5時まで

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、運営スタッフのマスク着用や消毒液の設置など感染予防措置を講じてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り郵送またはインターネット等での議決権の事前行使をしていただきますようお願い申し上げます。特に重症化しやすいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、慎重なご判断をお願いいたします。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.espec.co.jp/>)

株主総会終了後に中期経営計画説明会を開催いたします。
なお、資料は説明会終了後に当社ウェブサイトに掲載いたします。

エスペック株式会社

目次

第69回定時株主総会招集ご通知 …………… 3

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 7

第2号議案 定款一部変更の件 …………… 8

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）7名選任の
件…………… 16

第4号議案 監査等委員である取締役3
名選任の件…………… 21

第5号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件…………… 25

第6号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）の金銭報酬
の額決定の件…………… 27

第7号議案 監査等委員である取締役の
金銭報酬の額決定の件…………… 28

第8号議案 取締役等（社外取締役およ
び監査等委員である取締
役を除く）に対する業績連
動型株式報酬制度に係る報酬
の額および内容決定の件 …… 29

[添付書類]

事業報告 …………… 31

連結計算書類 …………… 57

計算書類 …………… 59

監査報告書 …………… 61

THE ESPEC MIND

当社は、創業当時から脈々と伝わる大切な価値観を
THE ESPEC MINDとして体系的に取りまとめ、
あらゆる意思決定や活動の指針として企業活動を行っています。

起 点

企業の存在理由

社会の公器として、
すべてのステークホルダーと
より良い価値交換を目指す

使 命

エスペックが追求すべき永遠のテーマ

環境創造技術で
より確かな生環境を提供

スタイル

ミッションの実現に向けた企業姿勢

プロGRESSIVE（進取的）、
リライアブル、オープン、フェア

宣 言

エスペックが社会に約束すること

「遵法」「文化」「人権」
「環境」「啓発」



代表取締役会長 石田 雅昭

代表取締役 執行役員社長 荒田 知

株主のみなさまには平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2022年4月1日に代表取締役社長 石田雅昭が代表取締役会長に、取締役 上席執行役員 荒田知が代表取締役 執行役員社長に就任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここに、第69回定時株主総会の開催をご案内するとともに、2021年度の概況や今後の取り組みについてご報告申し上げます。

本年は、当社グループにとって創業75周年を迎える節目の年であり、長期ビジョン「ESPEC Vision 2025」に向けた新しい中期経営計画「プログレッシブプラン2025」のスタートの年でもあります。新体制のもと計画を確実に実行し、当社グループのさらなる成長につなげるとともに事業を通じて持続可能な社会への実現に貢献してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

(証券コード 6859)
2022年6月1日

大阪市北区天神橋3丁目5番6号

エスペック株式会社

代表取締役 執行役員社長 荒田 知

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り郵送またはインターネット等での議決権の事前行使をしていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時	
2	場 所	大阪市北区天満橋1丁目8番50号 帝国ホテル 大阪 5階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）	
3	目的事項	報 告 事 項 1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	
決 議 事 項		第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	定款一部変更の件
		第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
		第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
		第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
		第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額決定の件
		第7号議案	監査等委員である取締役の金銭報酬の額決定の件
		第8号議案	取締役等（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件

以 上

第69回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

第69回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ①登壇役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ②本総会では、ご滞在時間短縮のため、報告事項を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいります。
- ③会場入口において検温を実施させていただき、発熱が認められた方（検温で37.5度以上が測定された方）にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ④混雑緩和の観点から、ドリンクコーナーの設置については、今年度は中止させていただきます。
- ⑤ご出席の株主さまで体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする場合がございます。

2. 株主さまへのお願い

- ①以下に該当される方は株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会開催日当日に、発熱・のどの痛み・せきなどの症状がある方
 - ・過去2週間以内に発熱された方
 - ・過去2週間以内に海外への訪問歴がある方
 - ②今年度は株主総会へのご出席を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。特に重症化しやすいとされる高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は慎重なご判断をお願いいたします。
 - ③株主総会会場では、座席の間隔を空けるため、十分な座席数を確保できない場合がございます。あらかじめご了承ください。なおお願い申し上げます。
 - ④ご出席の株主さまにおかれましては、マスクのご着用などご配慮願いますとともに、会場内の消毒液のご使用についてもご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.espec.co.jp/>)にてお知らせいたします。

1. 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.espec.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②および③の事項となります。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネット等で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使していただく方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木)
午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水)
午後5時 到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水)
午後5時 入力完了分まで

[機関投資家のみなさまへ]

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第○号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 賛 の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶ 否 の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ▶ 賛 の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第○号議案

- 賛成の場合 ▶ 賛 の欄に○印
- 反対する場合 ▶ 否 の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネット等で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネット等に関する費用(プロバイダー接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。株主さまのインターネット等利用環境等によっては、ご利用にならない場合もあります。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

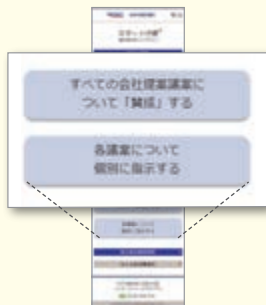
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

○受付時間
平日9:00～21:00

議案および参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金42円
総額	947,081,016円

なお、中間配当金として18円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、かねてより持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。このたび、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化を図ることを目的として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することといたしました。
これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
また、当社の現状および今後想定される経営体制に鑑み、取締役等の役位の明確化を図るべく、現行定款第25条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第16条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第16条（株主総会の参考書類等のインターネット開示）の削除を行うものであります。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります（下線部分は変更箇所を示しております）。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします（ただし、上記1.(2)にかかる規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第1条の定めによるものいたします）。

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p>	<p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項において定めた代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p>
<p>第16条 (株主総会の参考書類等のインターネット開示) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところにより、インターネットによる開示により提供することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (議事録) 株主総会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>第16条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
<p>第20条 (議事録) 株主総会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>第20条 (議事録) 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現行定款	変更案
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
第22条 (員数) 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設)	第22条 (員数) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、8名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
第23条 (選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略)	第23条 (選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり)
第24条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)	第24条 (任期) 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役、または退任した取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設)	(削除) ③ 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現行定款	変更案
<p>第25条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の決議によって取締役社長1名、<u>専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p>	<p>第25条 (代表取締役および社長) 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から</u>、社長1名を選定することができる。</p>
<p>第26条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対して会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>第26条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (取締役会の決議方法) (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議の方法について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第29条 (取締役会の決議方法) (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第29条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>第29条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第30条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第31条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第32条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という)</u> は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>第32条 (社外取締役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第33条 (社外取締役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 (監査役および監査役会の設置) <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 (員 数) <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第35条 (選 任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 (任 期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>第37条 (常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第38条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第39条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第40条 (監査役会の議事録) <u>監査役会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>第41条 (監査役会規定) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p>第42条 (報酬等) <u>監査役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第43条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<p>第34条 (監査等委員会の設置) <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新 設)	<p>第35条 (常勤監査等委員) <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p>第36条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p>② <u>監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>第37条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	第38条 (監査等委員会の議事録)
	監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(新 設)	第39条 (監査等委員会規定)
第44条～第46条 (条文省略)	監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
第47条 (会計監査人の報酬等)	第40条～第42条 (現行どおり)
会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第48条～第51条 (条文省略)	第44条～第47条 (現行どおり)
(新 設)	(附則)
(新 設)	第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	<p>現行定款第16条 (株主総会の参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任年数
1	石田 雅昭 再任	代表取締役会長	14年
2	荒田 知 再任	代表取締役 執行役員社長	4年
3	末久 和広 再任	取締役 常務執行役員	4年
4	大島 敬二 新任	執行役員	—
5	西谷 淳子 新任	執行役員	—
6	柳谷 彰彦 再任 社外 独立役員	取締役	1年
7	平田 一雄 新任 社外 独立役員	—	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

- (注) 1.各氏の取締役在任年数は本総会開催日現在のものです。
 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3.大島 敬二氏、西谷 淳子氏および平田 一雄氏は、新任候補者であります。
 4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の47頁に記載のとおりであります。本議案が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5.当社は、柳谷 彰彦氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本議案が承認可決され、平田 一雄氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



取締役在任年数（本総会終結時）

14年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
出席率：100%

所有する当社株式の数

73,058株

候補者
番号

1

いしだ まさあき
石田 雅昭

(1954年11月26日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2008年 6月 取締役
2009年 6月 常務取締役
2011年 4月 代表取締役社長
2022年 4月 代表取締役会長（現在）

【取締役候補者とした理由】

候補者は主に、研究開発、品質保証および海外事業分野等で当社事業の発展に尽力いたしました。2011年から代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの成長戦略を牽引してまいりました。また、取締役会では議長として適切な議事運営を行うとともに、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。



取締役在任年数（本総会終結時）

4年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
出席率：100%

所有する当社株式の数

30,850株

候補者
番号

2

あらた さとし
荒田 知

(1966年10月7日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
2018年 4月 上席執行役員
6月 取締役
2019年 4月 環境テスト機器本部長
2021年 4月 国際事業本部長
福知山工場長
2022年 4月 代表取締役 執行役員社長（現在）

ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長
愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長

愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長
ESPEC（CHINA）LIMITED 取締役

【取締役候補者とした理由】

候補者は主に、中国事業分野等で当社事業の発展に尽力し、環境テスト機器本部長および国際事業本部長として成長戦略を推進してまいりました。2022年からは代表取締役 執行役員社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの成長戦略を牽引しております。また、取締役会では、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。



候補者番号 **3** すえひさ かずひろ
末久 和広 (1963年11月26日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2018年 4月 上席執行役員
 6月 取締役 (現在)
 2021年 4月 事業開発本部長
 モノづくり統括本部長 (現在)
 2022年 4月 常務執行役員 (現在)
 技術統括 (現在)
 生産担当 (現在)
 福知山工場長 (現在)

取締役在任年数 (本総会終結時)

4年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
 出席率：100%

所有する当社株式の数

13,923株

エスベックテストシステム株式会社 代表取締役社長
 エスベックサーマルテックシステム株式会社 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

候補者は主に、製品開発および設計分野等で当社事業の発展に尽力し、現在は技術統括、生産担当およびモノづくり統括本部長として成長戦略を推進しております。また、取締役会では、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。



候補者番号 **4** おおしま けいじ
大島 敬二 (1958年2月14日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2008年 4月 総務人事部長
 2012年 4月 管理本部長
 2013年 6月 取締役
 輸出管理本部長 (現在)
 2016年 4月 上席執行役員
 コーポレート統括本部長 (現在)
 2022年 4月 執行役員 (現在)
 管理担当 (現在)

取締役在任年数 (本総会終結時)

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

24,267株

【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり管理および経営企画分野に従事し、現在はコーポレート統括本部長 兼 輸出管理本部長としてステークホルダー経営を推進しております。今後は、その豊富な経験と実績をいかし、取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。



取締役在任年数（本総会終結時）

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

6,876株

候補者番号 **5** にしたに じゅん こ **西谷 淳子** (1959年8月10日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2014年4月 コーポレートコミュニケーション部長
2016年4月 エスパックビジョン支援部長
2017年4月 執行役員（現在）
2019年4月 サステナビリティ推進室長
2022年4月 サステナビリティ担当（現在）
IR広報担当（現在）
サステナビリティ推進本部長（現在）

【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり企業理念の浸透およびブランディングの取り組みに従事し、現在はIR広報担当およびサステナビリティ推進本部長としてステークホルダー経営を推進しております。今後は、その豊富な経験と実績をいかし、取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。



取締役在任年数（本総会終結時）

1年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：10回中10回
出席率：100%

所有する当社株式の数

126株

候補者番号 **6** やなぎたに あきひこ **柳谷 彰彦** (1955年6月22日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 山陽特殊製鋼株式会社 入社
2017年6月 同社 取締役専務執行役員
2018年6月 兵庫県立大学 特任教授（現在）
2019年1月 同社 フェロー
4月 大阪大学 招聘教授（現在）
2021年6月 当社社外取締役（現在）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、会社経営や産学連携の研究等を通じて培った豊富な経験と見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。

【独立性に関する事項】

候補者は、当社が定める社外役員の独立性判断基準（26頁に掲載）を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。



候補者
番号

7

ひらた かずお
平田 一雄

(1946年12月4日生)

新任

社外

独立
役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4月 日本電信電話公社 入社（現・日本電信電話株式会社）
1993年 7月 同社 副理事
1996年 4月 新日本無線株式会社 入社（現・日清紡マイクロデバイス株式会社）
2007年 6月 同社 代表取締役社長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、会社経営等を通じて培った豊富な経験と見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。

【独立性に関する事項】

候補者は、当社が定める社外役員の独立性判断基準（26頁に掲載）を満たしております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定する予定であります。

取締役在任年数（本総会終結時）

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

—

第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任年数
1	石井 邦和 新任	常勤監査役	—
2	田中 崇公 新任 社外 独立役員	監査役	—
3	吉田 恭子 新任 社外 独立役員	監査役	—

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.石井 邦和氏、田中 崇公氏および吉田 恭子氏は、新任候補者であります。

3.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の47頁に記載のとおりです。本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4.本議案が承認可決され、田中 崇公氏および吉田 恭子氏が社外取締役に就任した場合、当社は両氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



候補者番号 **1** いし い くにかず
石井 邦和 (1958年5月27日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2002年4月 執行役員
2008年4月 エスペックテクノ株式会社 取締役社長
(現・エスペックテストシステム株式会社)
2009年6月 取締役
2011年4月 ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
2012年6月 常務取締役
2019年6月 常勤監査役 (現在)

取締役在任年数 (本総会最終時)

—

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
出席率：100%

所有する当社株式の数

36,589株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の取締役、国内子会社および米国子会社の経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有することから、監査等委員である取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者としていたしました。



候補者番号 **2** た な か たかひろ
田中 崇公 (1973年1月17日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年4月 大阪弁護士会登録
中之島中央法律事務所 入所
2007年1月 同事務所 パートナー (現在)
2010年6月 神鋼鋼線工業株式会社 社外監査役
2014年4月 大阪工業大学 知的財産専門職大学院 客員教授 (現在)
2015年6月 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役 (現在)
2019年6月 船井電機株式会社 社外取締役
2020年6月 当社社外監査役 (現在)

取締役在任年数 (本総会最終時)

—

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
出席率：100%

所有する当社株式の数

545株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、弁護士として培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者としていたしました。

【独立性に関する事項】

候補者は、当社が定める社外役員の独立性判断基準 (26頁に掲載) を満たしております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定する予定であります。



候補者
番号 **3** よしだ やすこ
吉田 恭子 (1976年11月26日生)

新任 社外 独立
役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月 朝日監査法人 入所（現・有限責任あずさ監査法人）
2004年 5月 公認会計士登録
2005年 7月 税理士登録
吉田公認会計士事務所 開設（現在）
2019年 2月 大阪有機化学工業株式会社 社外監査役（現在）
2021年 5月 米国公認会計士（ワシントン州）登録
2021年 6月 当社社外監査役（現在）

取締役在任年数（本総会終結時）

—

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：10回中10回
出席率：100%

所有する当社株式の数

211株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、公認会計士として培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると考えられることから、社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。

【独立性に関する事項】

候補者は、当社が定める社外役員の独立性判断基準（26頁に掲載）を満たしております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定する予定であります。

(ご参考)

第3・4号議案が承認可決された場合の取締役会の構成および各取締役が有する経験および専門性のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	承認可決後の 当社における 地位	社外	経験および専門性							
			経営経験	国際的 経験	ESG	技術開発・ 製造	営業・ マーケ ティング	人事労務・ 人材開発	財務会計	法務
石田 雅 昭	取締役 会長		●	●	●	●				
荒 田 知	取締役 執行役員社長		●	●		●				
末 久 和 広	取締役 常務執行役員		●			●	●			
大 島 敬 二	取締役 執行役員				●			●	●	●
西 谷 淳 子	取締役 執行役員				●		●	●		
柳 谷 彰 彦	取締 役	●	●			●				
平 田 一 雄	取締 役	●	●	●		●				
石 井 邦 和	取締 役 (監査等委員)		●			●				
田 中 崇 公	取締 役 (監査等委員)	●								●
吉 田 恭 子	取締 役 (監査等委員)	●							●	

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



つつみ まさひこ
堤 昌彦 (1954年4月27日生)

社外

独立
役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	監査法人中央会計事務所 入所
1981年2月	公認会計士登録
1994年2月	堤公認会計士事務所 開設 (現在)
2005年6月	東洋シャッター株式会社 社外監査役
2014年6月	当社社外監査役 (現在)
2021年8月	アルファ税理士法人 代表社員 (現在)

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、公認会計士として培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、就任時には社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。

【独立性に関する事項】

候補者は、当社が定める社外役員の独立性判断基準 (26頁に掲載) を満たしております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定する予定であります。

取締役在任年数 (本総会最終時)

—

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：13回中13回
出席率：100%

所有する当社株式の数

2,272株

- (注) 1. 堤 昌彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堤 昌彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の47頁に記載のとおりです。本議案が承認可決され、堤 昌彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 本議案が承認可決され、堤 昌彦氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考) 当社は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断いたします。

- (1) 当社グループの業務執行者（注①）または、過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（注②）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（注③）またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に年間500万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士（当該財産を得ている者が法人および組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- (5) 直近事業年度において当社グループから年間500万円以上の寄付および助成金を受けている者または法人の業務執行者
- (6) 過去3年間に於いて上記（2）から（5）までに該当していた者
- (7) 上記（2）から（6）までに該当する者（重要な者（注④）に限る）の近親者（注⑤）

(注) ①「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人をいう。

②「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品・サービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。

③「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品・サービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

④「重要な者」とは、役員および部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

⑤「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2008年6月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の金銭報酬枠を廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額を同額の年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2千5百万円以内）と定めることについてご承認をお願いするものであります。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の48頁に記載のとおりであるところ、第2号議案ならびに本議案ないし第8号議案をご承認いただいた場合には、その内容を48頁から49頁に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案したものとして合理的な内容となっており、相当であるものと考えております。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 | 監査等委員である取締役の金銭報酬の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額8千万円以内と定めることについてご承認をお願いするものであります。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の48頁に記載のとおりであるところ、第2号議案ならびに第6号議案ないし第8号議案をご承認いただいた場合には、48頁から49頁に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案したものとして合理的な内容となっており、相当であるものと考えております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 8 号議案

取締役等（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第65回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という）の導入についてご承認いただき（以下「原決議」という）、今日に至りますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において「取締役」という）に対する本制度に係る報酬の額および内容を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2018年6月22日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。原決議同様、当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員（以下、総称して「取締役等」という）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の48頁に記載のとおりであるところ、第2号議案ならびに第6号議案ないし本議案をご承認いただいた場合には、その内容を48頁から49頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は当該方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬に係る報酬枠とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬の額および具体的内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および執行役員

(3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了いたします。

(4) 信託金額（報酬の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から、2022年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において411,884,600円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等

を受益者とする信託として存続させることといたします。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、412百万円（うち取締役分300百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額（当社株式について、直前の対象期間の末日における帳簿価格とする）と追加拠出される金銭の合計額は、412百万円（うち取締役分300百万円）を上限といたします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規定に基づき役位、業績達成度等を勘案して定める数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、80千ポイント（うち取締役分60千ポイント）を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数、または換算比率について合理的な調整を行う）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数といたします（以下「確定ポイント数」という）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規定に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、解任された場合、在任中に善管注意義務または忠実義務に違反した場合は、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

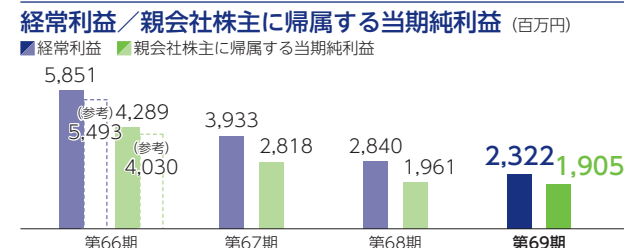
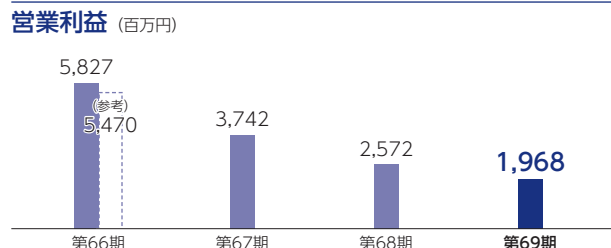
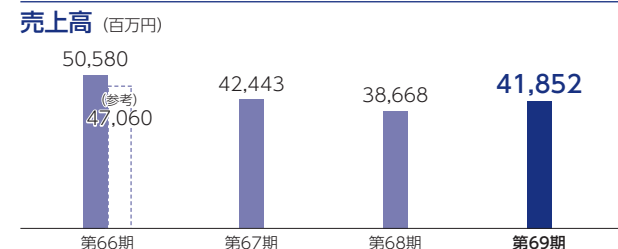
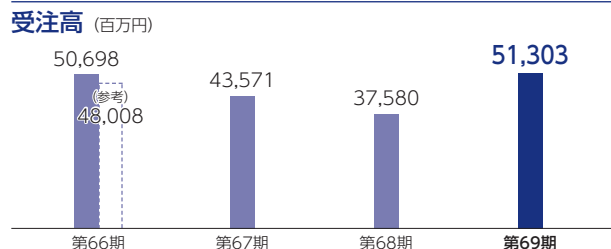
以上

(ご参考) 事業報告サマリー (連結)

業績ハイライト



業績の推移



- (注) 1.百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2.第66期は変則決算のため、ご参考に在外連結子会社12カ月決算とした場合の業績を記載しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

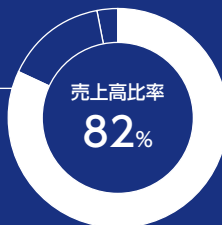
当期の当社グループの事業環境につきましては、世界経済の正常化や新型コロナウイルスワクチンの普及により回復基調が継続いたしました。また、社会のデジタル化や脱炭素化を背景にエレクトロニクス関連の投資が好調に推移するとともに、自動車関連の投資も堅調に推移いたしました。しかしながら、原材料価格や物流費の高騰、半導体・電子部品不足が継続し、第4四半期にはウクライナ情勢の悪化や中国のロックダウンにより世界経済への影響が懸念される状況となりました。

こうした中、当社グループは、5G・IoTに関する市場や自動車の自動運転・電動化に関する市場を中心に活動を強化し、受注高は前期比で36.5%増加し過去最高となる51,303百万円となりました。一方、製造面では電子部品不足が解消されず、代替調達や設計変更などの対策を講じたものの製品納期の長期化が継続いたしました。その結果、売上高は前期比で8.2%の増加にとどまり41,852百万円となりました。利益面につきましては、調達コストの上昇による原価率の悪化や、受注拡大に伴う人件費や活動経費の増加により営業利益は前期比で23.5%減少し1,968百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益などにより前期比で2.8%の減少にとどまり1,905百万円となりました。

装置事業

[主要な事業内容]

工業製品の信頼性を確保する環境試験器、車載用二次電池・燃料電池の信頼性を評価するエナジーデバイス装置、半導体検査工程用バーンイン装置など



環境試験器につきましては、国内市場では受注高は汎用性の高い標準製品、カスタム製品ともに前期比で増加し、売上高は前期並みとなりました。海外市場においても受注は好調に推移し、売上高は中国、北米、欧州、韓国、東南アジアにおいて増加いたしました。

エナジーデバイス装置につきましては、自動車関連の投資の回復により二次電池評価装置の受注を獲得し、前期比で受注高・売上高ともに増加いたしました。

半導体関連装置につきましては、メモリおよび自動車関連の投資が継続し、前期比で受注高は増加いたしました。が、売上高は減少いたしました。

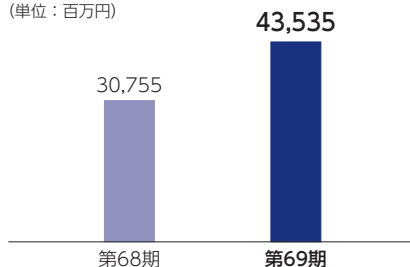
こうした結果、装置事業全体では、前期比で受注高は41.6%増加し43,535百万円、売上高は12.6%増加し34,518百万円となりました。利益面につきましては、原価率の悪化および販管費の増加により営業利益は前期比で33.5%減少し1,370百万円となりました。

受注高

43,535百万円

対前期増減率
41.6%増 ↑

(単位：百万円)

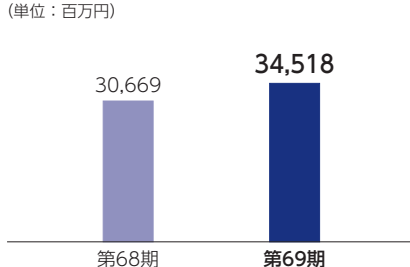


売上高

34,518百万円

対前期増減率
12.6%増 ↑

(単位：百万円)

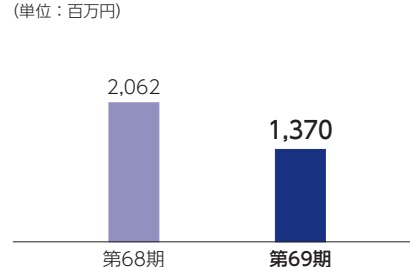


営業利益

1,370百万円

対前期増減率
33.5%減 ↓

(単位：百万円)



(注)百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

サービス事業

[主要な事業内容]

製品の修理や予防保全、機器の周辺工事、お客さまに代わって試験を行う受託試験、レンタル、リセールなど



ITを活用したサポートサービス

アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、保守契約など予防保全サービスが堅調に推移し、前期比で受注高・売上高ともに増加いたしました。

受託試験・レンタルにつきましては、受託試験が堅調に推移し、前期比で受注高・売上高ともに増加いたしました。

こうした結果、サービス事業全体では、前期比で受注高は10.0%増加し6,771百万円、売上高は5.7%増加し6,407百万円となりました。利益面につきましては、売上高の増加により営業利益は前期比で38.5%増加し618百万円となりました。

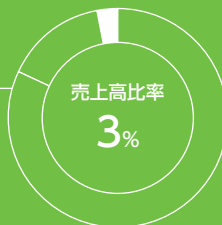


(注)百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

その他事業

【主要な事業内容】

在来種による森づくり、自然の河川を取り戻す水辺づくりなど環境保全事業、植物が育つ環境を人工的に再現する植物工場、研究用育苗装置など



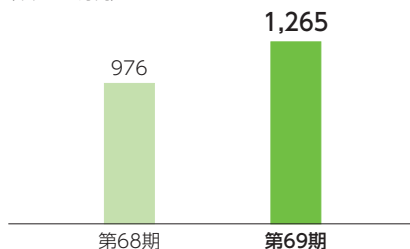
環境保全事業および植物工場事業を中心とするその他事業では、受注高については森づくりや水辺づくりが増加するとともに植物工場の受注も獲得し、前期比で29.6%増加し1,265百万円となりました。売上高につきましては、前期に植物工場の大型案件があったため47.0%減少し1,188百万円となりました。利益面につきましては、売上高の減少により営業利益は前期比で83百万円減少し23百万円の営業損失となりました。

受注高

1,265百万円

対前期増減率
29.6%増 ↑

(単位：百万円)

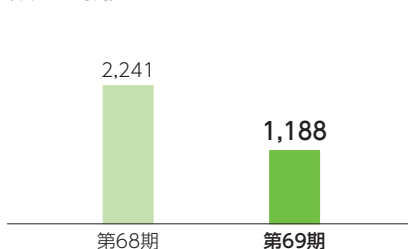


売上高

1,188百万円

対前期増減率
47.0%減 ↓

(単位：百万円)

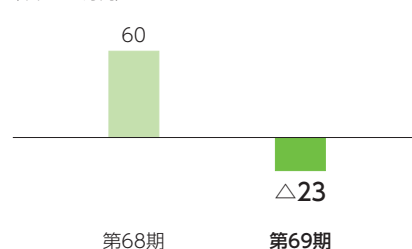


営業利益

△23百万円

対前期増減率
— ↓

(単位：百万円)



(注)百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額910百万円であります。

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は長期ビジョン「ESPEC Vision 2025」の実現に向けて、4か年ごとの中期経営計画（Stage I～Ⅲ）を実行しており、2022年度より最終ステージである中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」をスタートいたしました。長期ビジョンでは、環境創造技術を要とする事業により世界の先端技術の安全・安心に貢献する企業を目指しております。また、創造力や活力ある多様な社員の活躍によって成長を続ける企業を目指しております。

当社は、企業理念「THE ESPEC MIND」の実践と長期ビジョン「ESPEC Vision 2025」の実現に向けた事業活動により「経済的価値」「社会的価値」の創出と向上を図り、持続的成長を目指すサステナビリティ経営を推進しております。当社が社会と共に成長し中長期の価値向上を果たすために、中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」の策定と併せて優先的に取り組む重点課題（マテリアリティ）を特定いたしました。事業構造の革新、機能強化、地球環境保全、ガバナンス強化、人材育成・職場の活性化、ダイバーシティ推進・人権尊重の6つの課題を特定し、社会の変化に合わせて柔軟に見直しを行ってまいります。

中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」では、基本方針「個と職場の慣性と情性を打破し、先端技術の実用化に貢献する」を掲げ、長期ビジョンの実現に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の悪化など先行き不透明な状況ではありますが、クリエイティビティとバイタリティにあふれる組織、自律的な社員が活躍する組織へと改革に取り組み、IoTや次世代自動車など先端技術分野における課題解決に貢献してまいります。

1. 長期ビジョン「ESPEC Vision 2025」

<エスペックの姿>

- ・グローバルに<環境>をインテグレートするエスペック
- ・先端技術の安全・安心に貢献する企業
- ・クリエイティビティとバイタリティにあふれる成長企業

2. 中期経営計画「プログレッシブ プラン2021」（計画実施期間2018～2021年度）

<基本方針>

戦略投資と着実な「質の向上」による安定継続成長

- ・成長分野をターゲットとしたグローバル化とカスタム対応力の向上
- ・業績変動の緩和と次代の成長のための新分野事業の開発

<中期経営戦略>

(1) 装置事業セグメント 事業戦略

- ①自動車、IoT分野をターゲットに、カスタマイズ対応力の強化による収益拡大
- ②環境因子技術の拡充により多様化・高度化する試験ニーズへの対応
- ③新規分野事業の開発

- (2) サービス事業セグメント 事業戦略
お客様の潜在ニーズを先取りしたサービスメニューの開発とテストコンサルティング事業の拡大
- (3) グローバル戦略
 - ①中国、韓国を継続拡充地域とし、欧州、ASEAN（インド含む）を重点拡大地域としたグローバルマーケティングの展開
 - ②グローバル全体最適のモノづくり体制構築

<主な取り組み>

- (1) 装置事業セグメント 事業戦略
ターゲット市場であるIoTや自動車分野での受注拡大に取り組むとともに、技術開発棟や動的な気象環境を再現する全天候型試験ラボを開設いたしました。オープンイノベーションを推進し、環境因子技術の拡充や環境配慮型製品の開発につなげてまいります。新規事業では、医薬品分野において新型コロナワクチンの輸送・保管に適した製品を発売するなど市場開拓に取り組んでまいりました。
- (2) サービス事業セグメント 事業戦略
クラウドを活用した新サービスの開発などITを活用したサービスの拡充に取り組んでまいりました。テストコンサルティング事業では、ドイツ自動車業界の試験規格に対応するとともに100%再生可能エネルギーによる受託試験サービスの提供を開始いたしました。
- (3) グローバル戦略
中国事業の拡大や欧州事業の推進に取り組むとともに、東南アジアではベトナムに新会社を設立し技術サポート体制を強化いたしました。また、日本・米国において生産能力を増強いたしました。

3. 中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」（計画実施期間2022～2025年度）

当社は、2014年11月に策定した長期ビジョン「ESPEC Vision 2025」において、目指すべき経済像として、2025年度連結業績目標 売上高600億円以上、営業利益60億円以上、営業利益率10%以上と掲げ、取り組んでまいりました。この度、中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」を策定するにあたり、事業環境の変化をふまえ2025年度の連結業績目標を見直しました。中期経営計画「プログレッシブ プラン2025」では、売上高550億円、営業利益70億円、営業利益率12.7%、ROE（自己資本利益率）10%を目指してまいります。

<基本方針>

- 個と職場の慣性と情性を打破し、先端技術の実用化に貢献する
- ・IoT・次世代自動車市場に貢献する商品・サービス提供に向けた積極的な成長投資
 - ・ビジネスチャンスと不測の事態に対する変化対応力を高める

<中期経営戦略>

- (1) 環境試験事業戦略
 - 装置事業セグメント
 - ①重点先端技術分野（IoT、次世代自動車）の製品ラインアップの拡充
 - ②カスタム製品のグローバルでの競争力強化と新市場開拓
 - ③オープンイノベーションの推進による新環境因子技術の拡充
 - サービス事業セグメント
 - ①お客様の悩みを解決するトータルテクニカルサポート業への転換
 - ②先端技術分野向け試験の拡充と試験技術の高度化

- (2) グローバル戦略
中国、欧州、韓国におけるマーケティングの強化
- (3) 新規事業戦略
新規事業の基盤確立と新たな分野へのチャレンジ
- (4) モノづくり改革とDX戦略
 - ① デジタル技術による先進的カスタマイズモノづくり
 - ② データ活用による顧客接点強化と社内情報蓄積・共有
 - ③ デジタル技術によるビジネススタイルの刷新
- (5) 組織開発・人材開発戦略
 - ① 企業理念の浸透と自律的な社員が育つ組織づくり
 - ② リーダーシップ改革と学び直しの推進
 - ③ DX、グローバル人材育成と多様な社員の活躍推進
- (6) 経営基盤強化戦略
 - ① 安定調達と品質システムのレベルアップ
 - ② 持続的で健全な成長を支えるコーポレートガバナンス
 - ③ 第8次環境中期計画の達成

4. 2022年度の連結業績目標と主な重点戦略

<連結業績目標>

売上高500億円、営業利益50億円、営業利益率10%、ROE（自己資本利益率）8%

<主な重点戦略>

- (1) 環境試験事業戦略
 - 装置事業セグメント
先端技術分野の試験ニーズに応える製品ラインアップの拡充や、大型製品の海外への市場投入により販売拡大に取り組んでまいります。
 - サービス事業セグメント
新サービス「スーパーサポートプラン」による予防保全サービスの拡大や、自動車市場向け試験設備の増強によるテストコンサルティング事業の拡大に取り組んでまいります。
- (2) グローバル戦略
欧州において自動車市場向け製品の投入を進めてまいります。また、グローバルカスタマーを中心とする販売活動の強化に取り組んでまいります。
- (3) 新規事業戦略
医薬品事業や食品機械事業において、市場浸透に向けた取り組みを強化してまいります。
- (4) モノづくり改革とDX戦略
モジュール化を推進しカスタマイズ設計の容易化を進めるとともに、デジタル技術による最新モジュール工場の設計に着手してまいります。市場情報のデータベース化やWebを活用したプロモーション・商談の拡充を図ってまいります。

(5) 組織開発・人材開発戦略

新しい評価システムやコミュニケーション手法を取り入れ、マネジメントスタイルの変革を図るとともに、社員のスキルアップや学び直しの機会を提供し、社員一人ひとりが自律的に行動し成長できる組織改革を推進してまいります。さらに女性管理職の育成、中途採用者、シニア社員、外国人など多様な人材の活躍推進に取り組んでまいります。

(6) 経営基盤強化戦略

安定調達に向けた取り組みを強化するとともに、プライム市場上場企業としてコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。（コーポレートガバナンスの強化につきましては、6.(2)会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針をご参照ください）

5. 環境への取り組み

当社は2022年度より第8次環境中期計画（計画実施期間2022～2025年度）をスタートし、特に地球温暖化対策と生物多様性保全活動を中心に取り組んでおります。

<地球温暖化対策>

環境負荷低減に向けた技術を開発されるお客さまへの製品・サービスの提供を通じて、温室効果ガス排出量の低減に貢献してまいります。また、低GWP（地球温暖化係数）冷媒の搭載や省エネなど環境配慮型製品の開発や、取引先と一体となった活動を強化してまいります。さらに、当社は2020年より再生可能エネルギーの事業所への導入を進めており、2021年度に国内拠点への導入を完了いたしました。今後は自家発電比率の向上や海外拠点への再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

なお、当社は2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言への賛同を表明いたしました。気候変動に関する情報の適切かつ積極的な開示に一層努めてまいります。

<生物多様性保全活動>

子会社であるエスペックミック株式会社が森づくりや水辺づくりなど環境保全事業を手掛けており、同社の技術やノウハウを活かして生物多様性保全に取り組む企業の活動を支援してまいります。また、当社の生物多様性保全活動の拠点である神戸R&Dセンターでは、同社の技術指導により、社員と家族が在来苗木を植栽し育てた森やビオトープ、地元六甲北部の植物だけで構成した屋上草地を設置しております。これらを活用し生物多様性保全に貢献してまいります。

6. サステナビリティの推進に向けた取り組み

2020年にサステナビリティ推進室を設置し、サステナビリティの推進やSDGsの達成に貢献する取り組みを強化しております。2021年には、サステナビリティ方針を策定し、ステークホルダーのみなさまとのより良い価値交換を実現していくための重点課題（マテリアリティ）を特定いたしました。サステナビリティ経営を推進し、事業を通じて環境や社会課題の解決に貢献するとともに持続的な成長を目指してまいります。

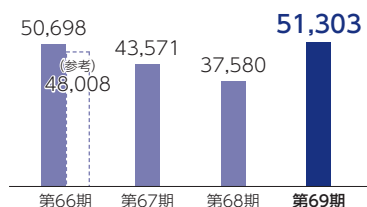
(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第67期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第68期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第69期(当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
受 注 高 (百万円)	50,698	43,571	37,580	51,303
売 上 高 (百万円)	50,580	42,443	38,668	41,852
営 業 利 益 (百万円)	5,827	3,742	2,572	1,968
経 常 利 益 (百万円)	5,851	3,933	2,840	2,322
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,289	2,818	1,961	1,905
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	187.65	123.26	85.79	84.89
総 資 産 (百万円)	57,359	57,461	58,607	61,922
純 資 産 (百万円)	42,088	42,731	44,984	45,592

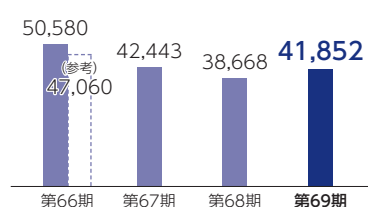
(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

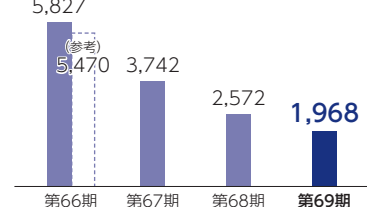
受注高 (百万円)



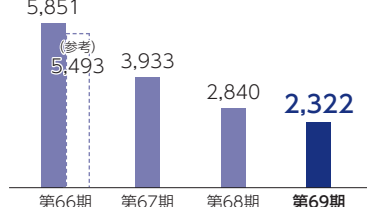
売上高 (百万円)



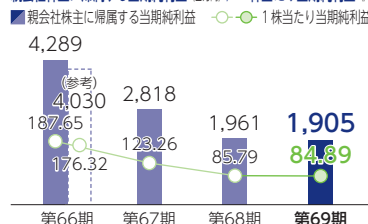
営業利益 (百万円)



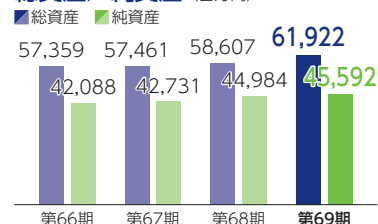
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



(注) 第66期は変則決算のため、ご参考に在外連結子会社12カ月決算とした場合の業績を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

1. 親会社との関係

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エスペックテストシステム株式会社	千円 170,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
エスペックアシスト株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	環境保全事業、 植物育成装置等の製造・販売
エスペックサーマルテックシステム株式会社	千円 90,000	% 80.0	環境試験器等の製造・販売
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
上海愛ス佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の販売
愛ス佩克測試科技（上海）有限公司	千人民元 5,387	% 100.0 (100.0)	環境試験の受託サービス
愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司	千人民元 47,000	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の製造・販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 47,425	% 100.0	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.	千バーツ 12,500	% 100.0	環境試験器等の販売・受託サービス
ESPEC EUROPE GmbH	千ユーロ 50	% 100.0	環境試験器等の販売

(注) 1.当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2.エスペック九州株式会社は、2021年4月1日付でエスペックアシスト株式会社に商号変更いたしました。

3.エスペックサーマルテックシステム株式会社は、2021年7月20日付で株式を取得したため当連結会計年度より連結子会社となりました。

(7) 主要な事業内容

	事業	主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置、クリーンオープン、HALT/HASS試験装置
	エナジーデバイス装置	充放電評価システム、燃料電池評価装置
	半導体関連装置	バーンイン装置、半導体評価装置、計測システム
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境保全	森づくり、水辺づくり、都市緑化
	植物育成装置	植物工場、研究用育苗装置

(8) 主要な営業所および工場

1. 当社

本社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営業拠点	首都圏オフィス（東京都港区）、神奈川オフィス（川崎市中原区）、大阪オフィス（大阪府寝屋川市）、仙台営業所（仙台市泉区）、高崎営業所（群馬県高崎市）、静岡営業所（静岡県駿河区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市）、宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市）、神戸R&Dセンター（神戸市北区）

2. 重要な子会社

国内	エスペックテストシステム株式会社（神戸市東灘区）、エスペックアシスト株式会社（北九州市小倉北区）、エスペックミック株式会社（愛知県丹羽郡エスペックサーマルテックシステム株式会社（埼玉県戸田市）
海外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国）、上海愛ス佩克環境設備有限公司（中国）、愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司（中国）、愛ス佩克測試科技（上海）有限公司（中国）、愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司（中国）、ESPEC (CHINA) LIMITED（香港）、ESPEC KOREA CORP.（韓国）、ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）、ESPEC EUROPE GmbH（ドイツ）

(9) 使用人の状況

1. 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	1,307名	110名
サ ー ビ ス 事 業	232名	△6名
そ の 他 事 業	26名	△1名
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,565名	103名
全 社 (共 通)	63名	△1名
合 計	1,628名	102名

2. 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	643名	△15名	43才9カ月	20年1カ月
女 性	127名	5名	39才0カ月	14年0カ月
合 計 ま た は 平 均	770名	△10名	43才0カ月	19年1カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者30名、嘱託および準社員96名を含めておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 ロ ス ア ン ゼ ル ス 支 店	352百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,549,548株 (自己株式1,231,846株を除く)
 (3) 株主数 5,685名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 4,709	% 20.88
エスペック取引先持株会社	2,110	9.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,998	8.86
エスペック従業員持株会社	748	3.32
日本生命保険相互会社	553	2.45
株式会社みずほ銀行	513	2.27
佐々木嘉樹	500	2.21
株式会社立花エレクトック	419	1.85
因幡電機産業株式会社	310	1.37
第一生命保険株式会社	276	1.22

- (注) 1.持株比率は、自己株式 (1,231,846株) を控除して計算しております。
 2.当社が2018年6月22日開催の第65回定時株主総会において、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」の導入を決議したことに伴い、2018年8月9日開催の取締役会決議により、「株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)」を処分先として自己株式192,200株を処分いたしました。なお、上記自己株式には、本信託口が保有する株式178,400株は含めておりません。
 3.金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、下記のとおり報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができていないものについては、上記の大株主には含めておりません。

提出者	持株数	持株等保有割合	報告義務発生日
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	千株 1,455	% 6.12	2022年4月15日
日興アセットマネジメント株式会社	342	1.44	
合 計	1,797	7.56	

提出者	持株数	持株等保有割合	報告義務発生日
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	千株 1,201	% 5.05	2021年12月17日

提出者	持株数	持株等保有割合	報告義務発生日
株式会社みずほ銀行	千株 513	% 2.16	2021年9月30日
みずほ信託銀行株式会社	178	0.75	
アセットマネジメントOne株式会社	722	3.04	
合計	1,414	5.95	

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 雅 昭		ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役
常務取締役	島田 種 雄	グローバルマーケティング担当	エスベックアシスト株式会社 代表取締役社長 ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取締役 上席執行役員	末久 和 広	事業開発本部長 モノづくり統括本部長	エスベックテストシステム株式会社 代表取締役社長 エスベックサーマルテックシステム株式会社 代表取締役社長
取締役 上席執行役員	荒田 知	環境テスト機器本部長 国際事業本部長 福知山工場長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役 上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役
取締役 執行役員	浜野 寿 之	テストコンサルティング本部長 宇都宮テクノコンプレックス事業所長	愛斯佩克測試科技（上海）有限公司 董事長
取締役 執行役員	淵田 健 二	営業本部長 AS本部担当	ESPEC KOREA CORP. 代表理事
社外取締役	小杉 俊 哉		合同会社THS経営組織研究所 代表社員 慶應義塾大学大学院 理工学研究科 訪問教授 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ/ 株式会社福岡銀行 社外取締役
社外取締役	柳谷 彰 彦		兵庫県立大学 特任教授 大阪大学 招聘教授
常勤監査役	石井 邦 和		
社外監査役	堤 昌 彦		公認会計士 堤公認会計士事務所 所長 アルファ税理士法人 代表社員
社外監査役	田中 崇 公		弁護士 中之島中央法律事務所 パートナー 大阪工業大学 知的財産専門職大学院 客員教授 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役
社外監査役	吉田 恭 子		公認会計士 吉田公認会計士事務所 所長 大阪有機化学工業株式会社 社外監査役

- (注)1.取締役 小杉 俊哉氏および柳谷 彰彦氏は、社外取締役であります。
- 2.監査役 堤 昌彦氏、田中 崇公氏および吉田 恭子氏は、社外監査役であります。
- 3.取締役 小杉 俊哉氏および柳谷 彰彦氏ならびに監査役 堤 昌彦氏、田中 崇公氏および吉田 恭子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 4.監査役 堤 昌彦氏および吉田 恭子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当期中の取締役および監査役の異動
- ・2021年6月23日開催の第68回定時株主総会において、柳谷 彰彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・2021年6月23日開催の第68回定時株主総会において、吉田 恭子氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
 - ・2021年6月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役 長野 寛之氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2021年6月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、監査役 山本 哲男氏は任期満了により退任いたしました。
- 6.決算期後における取締役等の異動
- 2021年12月10日開催の取締役会において執行役員を選任が決議され、2022年4月1日付をもって次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	石 田 雅 昭	
代表取締役社長 執行役員社長	荒 田 知	
常務取締役	島 田 種 雄	
取締役 常務執行役員	末 久 和 広	技術統括、生産担当、モノづくり統括本部長 兼 福知山工場長
取締 執行役員	浜 野 寿 之	AS本部担当、営業本部長
取締 執行役員	淵 田 健 二	テストコンサルティング本部長 兼 宇都宮テクノコンプレックス事業所長
執 行 役 員	大 島 敬 二	管理担当、コーポレート統括本部長 兼 輸出管理本部長
執 行 役 員	西 谷 淳 子	サステナビリティ担当、IR広報担当、サステナビリティ推進本部長
執 行 役 員	渡 部 克 彦	開発本部長
執 行 役 員	梅 原 武 彦	カスタム機器本部長 兼 神戸R&Dセンター事業所長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料の約10%（株主代表訴訟補償特約部分）については当社の取締役および監査役が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の種類別の総額						報酬等の 総額
		金銭報酬			株式報酬			
		固定	業績連動	小計	固定	業績連動	小計	
取 締 役	9名	143百万円	26百万円	170百万円	15百万円	—	15百万円	185百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(12百万円)	(—)	(12百万円)	(—)	(—)	(—)	(12百万円)
監 査 役	5名	36百万円	—	36百万円	—	—	—	36百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(18百万円)	(—)	(18百万円)	(—)	(—)	(—)	(18百万円)
合 計	14名	179百万円	26百万円	206百万円	15百万円	—	15百万円	221百万円
(うち社外役員)	(7名)	(30百万円)	(—)	(30百万円)	(—)	(—)	(—)	(30百万円)

(注) 上記の株式報酬の額には、当事業年度に計上した役員株式交付引当金を記載しております。

2. 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2015年12月7日開催の取締役会において、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ・当社の役員報酬の決定にあたっては、公正性および合理性を確保するとともに、適切なインセンティブを付与することで、当社の持続的成長および中長期的な企業価値に向けて、役員の意欲向上に繋がる報酬体系とすることを基本方針とする。
- ・社内取締役については、役位および在任期間などに応じて定める固定額の基本報酬と、各事業年度の業績に応じて定める業績連動報酬から構成する。社外取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の基本報酬のみとする。各取締役の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、取締役会で決定する。
- ・監査役については、独立性確保の観点から、固定額の基本報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、監査役会で決定する。

(ご参考) 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりです。

- ・当社の取締役報酬の決定にあたっては、公正性および合理性を確保するとともに、適切なインセンティブを付与することで、当社の持続的成長および中長期的な企業価値に向けて、取締役の意欲向上に繋がる報酬体系とする

ことを基本方針とする。

- ・取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）については、役位および在任期間などに応じて定める固定額の基本報酬と、各事業年度の業績に応じて定める業績連動報酬から構成する。
- ・社外取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとする。
- ・各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、取締役会で決定する。
- ・監査等委員である取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとする。各監査等委員である取締役の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、監査等委員会で決定する。

3. 取締役の報酬等の種類別の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬は、金銭報酬（固定報酬部分）、金銭報酬（業績連動報酬部分）、株式報酬（固定報酬部分）、株式報酬（業績連動報酬部分）で構成し、その構成比率は原則、60%、20%、8%、12%としております。なお、社外取締役および監査役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとしております。

（ご参考）第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役の報酬等の種類別の割合に関する方針は以下のとおりです。

- ・取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬は、金銭報酬（固定報酬部分）、金銭報酬（業績連動報酬部分）、株式報酬（固定報酬部分）、株式報酬（業績連動報酬部分）で構成し、その構成比率は原則、60%、20%、8%、12%とする。
- ・社外取締役および監査等委員である取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとする。

4. 金銭報酬等に関する事項

(1) 固定報酬

金銭報酬における固定報酬部分は、指名報酬委員会で審議された「取締役報酬の支給基準」に基づき算定しており、その支給にあたっては、固定報酬部分を12分の1した金額を基本月俸として毎月一定の日に支給することとしております。

(2) 業績連動報酬

金銭報酬における業績連動報酬部分は、当社の中期経営計画と整合する収益力の指標として、各事業年度の連結営業利益率によって決定しております。その算定方法は、基本月俸に指名報酬委員会で審議された支給倍率を乗じて算定しております。その支給にあたっては、業績連動報酬部分を12分の1した金額を翌年度の7月から毎月一定の日に支給することとしております。なお、当事業年度の連結営業利益率は4.7%です。

5. 株式報酬（非金銭報酬等）に関する事項

株式報酬（非金銭報酬等）につきましては、2018年6月22日開催の第65回定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。本制度は、コーポレートガバナンス・コードが求める「持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付け」を実現することを目的としております。

(1) 固定報酬

株式報酬における固定報酬部分は、役位に応じて定まる役位ポイントに基づき算定いたします。なお、各取締役に付与されるポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

(2) 業績連動報酬

株式報酬における業績連動報酬部分は、役位に応じて定まる基礎ポイントに業績連動係数を乗じて算定しております。その業績連動係数は、当社の中期経営計画と整合する収益力の指標として、連結売上高および連結営業利益の各事業年度目標（決算短信における連結業績予想発表値）達成率の単純平均に基づき決定いたします。なお、当事業年度の連結売上高および連結営業利益については、事業報告の31頁に記載のとおりです。

上記の(1)および(2)の株式報酬を受ける時期は、原則として取締役の退任時とし、それまでの付与ポイントの合計数を株式数に換算し給付いたします。なお、納税資金確保のため、給付株式の25%は、退任時の時価で現金化し支給いたします。

6. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。また、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、2018年6月22日開催の第65回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。本制度で定める役員株式給付規定に基づき、3億円（4事業年度分）を拠出しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年5月13日開催の取締役会にて指名報酬委員会で審議された決定方針に基づき、代表取締役会長 石田雅昭に各取締役の個人別の金銭報酬における固定報酬部分の決定を委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、取締役会議長である代表取締役会長が最も適していることからであります。

(4) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職の状況および当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	小杉俊哉	合同会社THS経営組織研究所 代表社員 慶應義塾大学大学院 理工学研究科 訪問教授 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ/ 株式会社福岡銀行 社外取締役	特別な関係はありません
	柳谷彰彦	兵庫県立大学 特任教授 大阪大学 招聘教授	特別な関係はありません
社外監査役	堤昌彦	堤公認会計士事務所 所長 アルファ税理士法人 代表社員	特別な関係はありません
	田中崇公	中之島中央法律事務所 パートナー 大阪工業大学 知的財産専門職大学院 客員教授 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役	特別な関係はありません
	吉田恭子	吉田公認会計士事務所 所長 大阪有機化学工業株式会社 社外監査役	特別な関係はありません

2. 社外役員の主な活動状況等

区分	氏名	出席状況			期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	指名報酬委員会	
社外取締役	小杉俊哉	13回／13回	－	4回／4回	取締役会では、会社経営や企業における組織経営および人材開発の研究等を通じて培った豊富な経験と見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会では役員の選任および解任ならびに役員の報酬内容等について審議いたしました。
	柳谷彰彦	10回／10回	－	3回／3回	取締役会では、会社経営や産学連携の研究等を通じて培った豊富な経験と見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会では役員の選任および解任ならびに役員の報酬内容等について審議いたしました。
社外監査役	堤昌彦	13回／13回	14回／14回	3回／3回	取締役会および監査役会では、公認会計士として培った豊富な経験と見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会では役員の選任および解任ならびに役員の報酬内容等について審議いたしました。
	田中崇公	13回／13回	14回／14回	－	取締役会および監査役会では、弁護士として培った豊富な経験と見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	吉田恭子	10回／10回	10回／10回	－	取締役会および監査役会では、公認会計士として培った豊富な経験と見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1.当社は、2022年3月に役員人事と役員報酬について審議する任意の「指名報酬諮問委員会」の名称を「指名報酬委員会」に変更するとともに、同委員会の構成員を変更いたしました。指名報酬委員会は、経営の透明性および客観性の確保の観点から、構成員の過半数を社外取締役としており、委員長および委員の選任は取締役会で決定しております。現在の委員は、代表取締役会長の石田 雅昭氏、社外取締役の小杉 俊哉氏および柳谷 彰彦氏であり、委員長は社外取締役の小杉 俊哉氏が担っております。
- 2.監査役会のうち、定時監査役会を13回、臨時監査役会を1回開催いたしました。
- 3.取締役 柳谷 彰彦氏は、取締役に就任以降開催の取締役会および指名報酬委員会への出席状況を記載しております。
- 4.監査役 堤 昌彦氏は、構成員に選任以降開催の指名報酬委員会への出席状況を記載しております。
- 5.監査役 吉田 恭子氏は、監査役に就任以降開催の取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当期に係る会計監査人としての報酬等

37,000千円

2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37,000千円

- (注) 1. 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査の実施状況、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性などを確認し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、取締役会に報告しております。また、運用状況を調査するなかで問題点が判明した場合は、是正措置を行うこととしております。

2021年度の運用状況の調査では、概ね適切であることを確認いたしました。一方、今後の課題として「当社および子会社を含めたリスクマネジメントのさらなる充実」「子会社の内部統制システム整備の支援」に取り組む必要があることを認識いたしました。

当期における主な取り組みといたしましては、2021年3月開催の内部統制システム委員会で内部統制システム整備の基本方針の改定について審議し、2021年4月開催の当社取締役会決議により同基本方針を一部改定いたしました。

具体的な運用状況として、当期は全社員に対し情報セキュリティに関する教育を行い、リスクマネジメントのさらなる充実にも努めるとともに、全社員を対象とした「エスブック行動憲章・行動規範」およびインサイダー取引防止に関する教育を行い、コンプライアンスのさらなる浸透に努めました。

また、2022年3月には役員人事と役員報酬について審議する任意の「指名報酬諮問委員会」の名称を「指名報酬委員会」に変更するとともに、同委員会の構成員の過半数を社外取締役とすることといたしました。2021年度の取締役会の実効性評価では、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていること、自由闊達かつ建設的な議論、意見交換が行える条件が整っていることなどから、前期に引き続き、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認いたしました。一方、今後の課題として「議案に関する情報のさらなる充実、活用および適時提供」に取り組む必要があることを認識いたしました。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付に応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、1961年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う装置であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私たちの暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもありと考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な従業員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エネルギーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて、中期経営計画を作成し、中期的な事業の方向性を明らかにするとともに、年度単位の経営計画と事業施策に展開することで、より具体的な計画の推進と進捗管理を行っています。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えております。配当金は、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

(3) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、企業活動を進めるうえで関わり合う株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当初2008年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2014年6月25日開催の当社第61回定時株主総会の決議により継続（以下「本プラン」という）してまいりました。しかしながら、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、株主のみなさまのご意見等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討した結果、2017年5月12日開催の取締役会において、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。なお、当社は、本プラン廃止後も、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見を開示し、株主のみなさまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。なお、上記2. および3. の取り組みは、上記1. の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。なお、当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをしております。

- (注) 上記には当期中の方針を記載しておりますが、2022年5月13日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。改定後の方針は、以下のとおりであります。なお、当社ウェブサイトにおいても開示しております。
- ・当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。
 - ・具体的には、連結配当性向30%を目途とする配当還元を維持しつつ、さらに現金及び現金同等物の残高が配当、法人税、運転資金、設備投資、戦略投資などの予定必要資金を超過する場合は、超過資金の3分の1を目途に配当として上乗せいたします。
 - ・安定配当として20円の配当金を利益水準に関わらず維持いたしますが、2期連続で連結純利益が赤字の場合には、見直しする可能性があります。
 - ・自己株式取得についても、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化および財務状況等を勘案のうえ、機動的に検討することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	43,076
現金及び預金	13,254
受取手形、売掛金及び契約資産	13,595
電子記録債権	2,607
有価証券	2,902
商品及び製品	2,036
仕掛品	2,805
原材料及び貯蔵品	3,670
その他	2,236
貸倒引当金	△ 30
固定資産	18,845
有形固定資産	12,388
建物及び構築物	4,915
機械装置及び運搬具	1,007
工具、器具及び備品	1,245
土地	4,632
リース資産	573
建設仮勘定	13
無形固定資産	1,284
のれん	698
その他	586
投資その他の資産	5,172
投資有価証券	2,912
退職給付に係る資産	502
繰延税金資産	544
その他	1,215
貸倒引当金	△ 2
資産合計	61,922

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,537
支払手形及び買掛金	3,478
電子記録債務	3,817
1年内返済予定の長期借入金	82
未払法人税等	428
賞与引当金	487
役員賞与引当金	10
役員株式給付引当金	82
製品保証引当金	178
受注損失引当金	16
その他	4,953
固定負債	2,792
長期借入金	269
繰延税金負債	560
退職給付に係る負債	245
役員株式給付引当金	93
役員退職慰労引当金	4
資産除去債務	22
再評価に係る繰延税金負債	534
その他	1,063
負債合計	16,330
純資産の部	
株主資本	43,616
資本金	6,895
資本剰余金	7,120
利益剰余金	31,836
自己株式	△ 2,236
その他の包括利益累計額	1,762
その他有価証券評価差額金	1,109
土地再評価差額金	△ 663
為替換算調整勘定	1,294
退職給付に係る調整累計額	21
非支配株主持分	213
純資産合計	45,592
負債純資産合計	61,922

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		41,852
売上原価		27,849
売上総利益		14,003
販売費及び一般管理費		12,034
営業利益		1,968
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	95	
補助金収入	4	
為替差益	184	
その他	82	419
営業外費用		
支払利息	40	
支払手数料	8	
その他	16	66
経常利益		2,322
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	396	399
特別損失		
固定資産除却損	10	
固定資産売却損	0	10
税金等調整前当期純利益		2,711
法人税、住民税及び事業税	946	
法人税等調整額	△ 145	800
当期純利益		1,910
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	27,115	流動負債	7,542
現金及び預金	5,884	電子記録債務	3,447
受取手形	1,471	買掛金	1,550
電子記録債権	2,294	リース債務	17
売掛金	9,440	未払金	850
契約資産	81	未払費用	313
有価証券	2,902	未払法人税等	225
商品及び製品	285	契約負債	273
仕掛品	1,452	預り金	180
原材料及び貯蔵品	1,468	賞与引当金	387
前払費用	201	役員株式給付引当金	82
その他	1,634	製品保証引当金	117
固定資産	19,920	受注損失引当金	16
有形固定資産	8,754	その他	79
建物	3,279	固定負債	1,541
構築物	101	リース債務	24
機械及び装置	239	役員株式給付引当金	93
車両運搬具	9	資産除去債務	15
工具、器具及び備品	948	繰延税金負債	212
土地	4,129	再評価に係る繰延税金負債	534
リース資産	38	その他	660
建設仮勘定	9	負債合計	9,083
無形固定資産	305	純資産の部	
ソフトウェア	247	株主資本	37,505
その他	57	資本金	6,895
投資その他の資産	10,860	資本剰余金	7,378
投資有価証券	2,715	資本準備金	7,136
関係会社株式	5,790	その他資本剰余金	241
出資金	651	利益剰余金	25,468
関係会社出資金	913	利益準備金	469
長期前払費用	136	その他利益剰余金	24,998
前払年金費用	470	別途積立金	11,280
その他	185	繰越利益剰余金	13,718
貸倒引当金	△ 2	自己株式	△ 2,236
資産合計	47,035	評価・換算差額等	446
		その他有価証券評価差額金	1,109
		土地再評価差額金	△ 663
		純資産合計	37,952
		負債純資産合計	47,035

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,307
売上原価		18,515
売上総利益		7,792
販売費及び一般管理費		6,764
営業利益		1,027
営業外収益		
受取利息	6	
有価証券利息	1	
受取配当金	395	
受取ロイヤリティー	69	
為替差益	26	
その他	73	572
営業外費用		
支払手数料	7	
その他	3	10
経常利益		1,590
特別利益		
投資有価証券売却益	396	396
特別損失		
固定資産除却損	5	5
税引前当期純利益		1,981
法人税、住民税及び事業税	401	
法人税等調整額	16	417
当期純利益		1,563

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

騰本 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスペック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスペック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスペック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議への出席や代表取締役を含む取締役、執行役員等との面談を通して、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告およびその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

エスペック株式会社 監査役会

常勤監査役	石井 邦和	Ⓢ
社外監査役	堤 昌彦	Ⓢ
社外監査役	田中 崇公	Ⓢ
社外監査役	吉田 恭子	Ⓢ

以上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

定時株主総会会場ご案内図



帝国ホテル 大阪 5階 八重の間

大阪市北区天満橋1丁目
8番50号



電車をご利用の場合

- JR環状線
桜ノ宮駅西出口より約5分
- JR東西線
大阪天満宮駅より約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線
南森町駅より約12分
- 地下鉄堺筋線
扇町駅より約10分

JR大阪駅と帝国ホテル大阪間のシャトルバスは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、運行が休止されている可能性がありますので、当日ご利用を予定されている株主さまはご留意くださいようお願い申し上げます。



帝国ホテル 大阪

検索

<https://www.imperialhotel.co.jp/j/osaka/>

